

監査実務

河野

河 野 一 英 著

監 査 実 務

東 京 森 山 書 店 発 行

著 者 略 歴

大正9年8月16日生
昭和18年 明治大学商学部卒業 海軍大尉（正7位）
昭和29年 公認会計士試験合格
昭和47年より昭和50年まで大蔵省公認会計士
第3次試験委員
（現在）
大東文化大学経済学部長、教授
同大学大学院教授
明治大学商学部講師
日本会計研究学会評議員
公認会計士（証取法監査15年間担当）
（著書）
会計技術論（明大出版部）
会計学の基礎理論（産学社）
原価計算要論（池上書店）
売掛金の回収管理（同文館）

著者との協定
により検印を
省略します

監 査 実 務

1978年3月18日 初版発行◎

1979年7月20日 再刷発行

著 者 こうの 野 一 英 〒145 東京都大田区田園調布本町
36-15

発行者 菅 田 直 実

発行者 有限 森 山 書 店 〒101 東京都千代田区神田小川町
会社 1-3 小川町ビル
電話 東京 (03) 293-7061（代表）振替口座 東京 8-32919

落丁・乱丁本はお取りかえいたします 印刷・向上印刷 製本・永沢製本

序 文

本書は、公認会計士の行なう財務諸表監査を、近代監査の理論に則った実務として出来るだけ詳細に論述した。

公認会計士第三次試験の「監査実務」受験者の参考となることを念願としながら、監査実務について出来るだけ核心をついた実際的な問題の取り上げ方を行ったものである。

この書が、財務諸表監査の実施の上で、また監査指示書等の作成のための資料として活用されれば幸せである。

昭和53年1月20日

著者 河 野 一 英

目 次

第1章 会計監査の意義	1
第1節 会計監査の目的	1
第2節 監 査 の 方 法	3
第3節 近代監査の構造	5
第4節 会計監査の社会的機能	7
第5節 会計監査の新しい社会的効用	10
第6節 監 査 の 語 意	13
第7節 監査の成立要件	14
第8節 歴 史 的 変 遷	15
第9節 近代監査の多元的構造	18
第2章 監査実施上の諸問題	21
第1節 正 当 な 注 意	21
第2節 監査困難性項目	22
第3節 一株当り利益の監査	23
第4節 監査における有用性と多様性	25
第5節 実質的妥当性	26
第6節 監査における「批判性」と「指導性」	29
第7節 「合理的な疑問」と「現物検証」	32
第8節 内部統制の有効性	34
第9節 試 査	37
第10節 受取勘定の確認	40

第11節	実地棚卸の立会	42
第3章	監査の開始	45
第1節	内部統制組織の範囲と方法	45
第2節	内部牽制組織の意義と本質	46
第3節	内部監査制度の意義と本質	48
第4節	内部統制組織組成上の留意点	50
第5節	内部統制組織の検証方法	52
第6節	内部統制の評価	54
第7節	内部統制と独立監査人	56
第4章	監査計画・監査証拠・監査調書	59
第1節	監査計画	59
第2節	監査計画書の要件	61
第3節	監査計画書の書式	63
第4節	監査証拠の分類	64
第5節	監査証拠の証拠力と証明力	67
第6節	監査調書の作成と保存	70
第5章	監査技術	75
第1節	監査技術と監査手続	75
第2節	監査技術の分類	76
第3節	一般的監査技術	78
第4節	個別的監査技術	82

第 6 章	資産勘定の監査	91
第 1 節	現金・預金の監査	91
第 2 節	受取手形・割引手形の監査	95
第 3 節	有価証券・投資有価証券の監査	97
第 4 節	固定資産の監査	98
第 5 節	繰延見越項目・繰延資産の監査	100
第 7 章	負債勘定・資本勘定の監査	103
第 1 節	負債勘定の監査	103
第 2 節	買掛金・未払金の監査	105
第 3 節	支払手形等の監査	106
第 4 節	借入金・社債の監査	108
第 5 節	未払費用・前受収益の監査	110
第 6 節	負債性引当金の監査	111
第 7 節	仮勘定・偶発債務の監査	113
第 8 節	資本勘定の監査	115
第 8 章	損益計算書の監査	117
第 1 節	損益勘定の監査	117
第 2 節	売上高の監査	118
第 3 節	売上原価の監査	120
第 4 節	原価計算の監査	121
第 5 節	販売費及び一般管理費の監査	124
第 6 節	営業外損益と特別損益の監査	126

第9章 監査報告書	131
第1節 監査報告書の意義および種類	131
第2節 監査報告書に係わる監査基準	134
第3節 監査報告書に関する諸規則.....	138
第4節 報告書における正当な理由.....	143
第10章 連結財務諸表監査	147
第1節 連結の範囲	147
第2節 連結の範囲と監査の範囲とのかい離	148
第3節 親会社の個別監査人と連結監査人との責任境界	149
第4節 他の監査人の監査の利用	149
第5節 借方連結差額の原因分析	151
第6節 償却期間と消去遡及期間	151
第7節 持分法の適用の範囲.....	152
第8節 税効果会計の部分的適用	153
第9節 個別財務諸表と連結財務諸表のかい離原因	153
第10節 そ の 他.....	154
(付録) (改正) 監査基準および監査準則	1~20

第1章 会計監査の意義

第1節 会計監査の目的

会計監査 (audit, auditing examination) とは、過去または現在行われている会計記録および会計行為につき、その記録者又は行為者以外の第三者が分析的に検証を行い、その記録又はその行為について批判的な意見を表明することである。すなわち監査とは、すでに行われた、または行われつつある他人の行為を批判的に観察、分析、検証してその正否・適否・当否を判定することをいい、自己証明は監査ではない。会計監査とは収益的生産経済たる企業の会計に対する監査をいう。

すなわち会計監査の客体である対象は、企業の会計記録および会計行為となるのである。

この場合の会計記録とは証憑書類・会計規則・会計伝票・帳簿・財務諸表・予算表・管理諸表、その他の一切の会計上の記録をいい、会計行為とは会計記録作成に至るまでの一切の経営行為をいう。

尚、さきに述べた通り会計監査の主体である監査人の資格は会計記録者および会計行為者以外の第三者であることが求められる。

この第三者による検討批判機能が監査の実体的な内容であって、第三者が被監査企業の内部の者であれば内部監査となり、被監査企業の外部の者であれば外部監査となる。

会計監査の目的は、当初は不当、不正、誤謬の検出と防止のための精密監査であった。この精密監査は現在でも会計検査院や各種官庁監査、監査委員による地方自治体の監査、労働組合の監査等の形で行なわれている。

これと異なり企業の財務諸表監査である近代監査においては、監査の目的の一小局面として不当、不正、誤謬の発見の重要性をもっているが、それはあくまで財務諸表の適否を大局的に判断するために、その適否に影響するほどの重大な不当、不正、誤謬が存在するか否かの判定に関連して取扱われているのである。

むしろ近代企業における監査の目的は内部統制組織（内部牽制組織プラス内部監査制度）が整備確立しているかどうかの信頼性を確かめることにあって、それらが信頼出来るか否かの意見と、それを改善するための勧告を行うことにあるといえよう。

この場合の「内部牽制組織」とは、各担当者の分担する業務が組織的、構造的に相互に牽制し合い、一担当者の不当、不正または誤謬が、他の担当者の業務との交錯により常に構造的、組織的にそれが検出されるように工夫された事務管理システムであって、団体、集団における不正誤謬の有効な防禦制度である。

また「内部監査制度」は、内部牽制組織の運用改善を内部監査人によって企業の内部システムとして監査し、改善を行う制度である。

近代監査としての外部監査はこの内部牽制組織プラス内部監査制度を結合した内部統制組織が正常に機能して、信頼出来るか否かを確かめることを一つの目的としている。

このため不当、不正、誤謬の検出を行い、これらの検出数の有無、多少により試査範囲を拡張して、その企業の内部統制組織の信頼度を測定して意見を表明したり、改善勧告を行うことがその内容となる。

近代監査の他の目的の一つは以上の内部統制組織の信頼性の検証のほかに、内部統制の枠の外にある企業経営者自身の決算操作についての妥当性の有無の検証がある。この内部統制組織の外にある企業経営者が行う不当、不正についてはさきの内部統制の検閲とは別個の手続によってこれを発見し、これについ

て改善勧告を行い、さらにこれについての批判意見の形成が求められるのである。

以上のように近代監査の目的は一つは不当、不正、誤謬の発見を通じて、内部統制組織の信頼性を高めるための検証をするとともに、他の一つは企業経営者の行う会計政策の妥当性に関する検証を行い、この二つの検証がその手段となる。近代監査としての財務諸表監査の方法は、公正妥当な会計原則に照らして財務諸表の適否を検討し、意見を表明するのであるが、監査人は会計原則を客観的な判定基準として、(1)財務諸表が公正妥当な会計原則に準拠して作成されているか否か、(2)企業の会計処理の原則および手続は每期継続的に適用されているか否か、(3)財務諸表の表示は定められた規則または準則にしたがっているか否か、(4)その結果、その財務諸表はその企業の財政状態と経営成績を適正に表示しているか否か、について監査報告書によって意見を表明するのである。

第2節 監査の方法

監査の方法は週及的、分析的、批判的であって会計の方法である前進的、総合的、建設的と全く相反するといわれている。

第一には、会計の方法は取引事実から証憑書類、仕訳伝票、元帳及び補助簿の記帳、試算表、たな卸等による修正記入、財務諸表と、より集約的なものへと前進的、総合的、建設的に積み上げるプロセスをとるのに対し、監査は試算表を中心にして一方では財務諸表を検証し、片方では試算表からたな卸等による修正記入の検証と試算表から元帳及び補助簿記帳、仕訳伝票、証憑書類、取引事実と、より原始的なものへと逆行的に検証を週及的、分析的に掘り下げ続けるプロセスをとっているのである。

第二には、会計は企業の経営管理システムであって、すべての経営活動に伴う取引データーが洩れなく集計され、そのために必要な事務要員は人数的にも

費用的にも十分に確保され、所要の経費は経営上必須のものとして十分に負担されているという十分条件をもっていることがその特徴であり、いわば人間生活における食糧的な重要性をもち、量的にも経済的負担の上でも莫大な存在である。

これに対し、監査は稀少的な存在であり、経営の例外管理に必要な(1)不正、不当、誤謬。(2)不標準、非正常、不能率、ロス等の内部統制組織上の欠陥箇所の発見、指摘と、(3)公表財務諸表作成上の計算ロジックの適否と、表示方法の比較性にかかわる欠陥の発見と指摘、さらにそれらの改善指導と批判意見の形成活動を最少の人員数と作業時間数、つまり最少の費用で最大の効果を達成しようとしている。

これが監査における経済性といわれているところであって、人間生活における医療的、医薬品的な役割りをもって居り、より大なる効果を、より少ない負担で求められているのである。

このために、監査は必然的に職業的専門家によることが求められるのである。

またこのような監査の本来持つ制約から、監査人は財務諸表に対する監査において職業的専門家としての正当な注意義務をはたしていたか否かが、その責任負担の分岐点となる。

この注意義務を充分にはたしていれば責任を免れ、はたしていなければ責任が問われる。そしてその監査人の責任の範囲は財務諸表の適否に関する彼の意見に対してのみ責任を負わされるのである。

すなわち、会計記録や財務諸表の正否についての責任は監査人は負わず、その責任は財務諸表を作成した経営責任者が負うのである。

このような二重責任の制度 (System of dual responsibility) とは財務諸表そのものについては作成者の経営責任者が負い、それに関する監査意見については監査人が負うというように、それぞれ別個の責任を負って居ることを指してい

るのである。

また監査の方法において、批判的方法と指導的方法のいずれによるべきかの問題が存する。

しかもこの批判的方法と指導的方法とは全く相反する性格を有している。批判的方法が第三者の立場に立っているのに対し、指導的方法は当事者の立場に立っているからである。

会計監査の本質論からいうと、会計監査は他人の行った会計記録に対し、第三者の立場から批判的な方法をとることがより合目的である。

これに対し、指導的方法は近代会計監査の実践の経験の蒸溜である科学的な見地から、会計監査が第三者の批判的立場に立ちながらも、かつ会社制度である内部統制組織の不備欠陥を指摘し、その改善整備を常時指導勧告することにより、その企業の内部統制組織をより一層整備させ、その結果監査手続の量の縮少をもたらし、監査の効果をより高めるという有用性をもっている。

このように一見、その立場が相反するように見受けられる合目的な批判的方法と有用性のある指導的方法の両者の適切な併用が近代監査において特に求められていることは注目に価するのである。

第3節 近代監査の構造

会計監査の目的は第一に内部統制組織の信頼性を検証することであり、第二には企業の経営者が行う会計政策の妥当性についての検証である。

この目的を遂行するための会計監査の方法としては批判的方法と指導的方法の二つの方法があるということはさきに述べたところである。

批判的方法というのは企業の会計記録、会計処理の基準の適否を会計原則に準拠して批判批評することをいい、会社における営業、保管、記録の分権を基本とする内部牽制組織と、内部監査制度の整備運用の状況を調査し、会計事実と証憑、証憑と伝票、伝票と会計帳簿、会計帳簿と各種計算表の集計プロセス

を批判的に分析検討し、誤謬、不当、不合理、不正、虚偽があればこれを指摘し、結論として財務諸表がその企業の財政状態と経営成績とを妥当に表示しているか否かの信頼性について意見を述べることである。

これに対し指導的方法とは、会計監査が内部牽制組織プラス内部監査制度である内部統制組織が良好に行われていることを前提として、抜き取り検査である試査を使用して監査を実施しているのであるから、内部統制組織が良好でなければ近代監査は成立し得ないことになる。

そこで、内部統制組織が良好であることを前提として試査を行い、試査で発見した若干量の誤謬、不合理は直ちに内部統制組織の欠陥部分として補修して貰う。その補修後の内部統制組織について再び試査を行い繰り返し指導改善するという循環過程のなかに近代的監査が形成された。

すなわち、この内部統制組織と試査が相互にフィード・バックし合うシステムの中に実証的なプラグマティズムとしての会計監査の科学的成果が挙げられて今日のアメリカの近代監査が形成されているのである。

批判的方法が静態的監査思考によって居るとすれば、この指導的方法は動態的監査思考に立っているともいえよう。

アメリカ・ダイナミックスとでもいえるこの動態的監査思考は内部統制組織という企業内部のシステムと会計監査という企業外部のシステムとを極めて能率的な試査という抜き取り監査の方法を軸にして対立的に結合させ、この対立者間の有機的なフィード・バック・システムの結合のなかに、新しい機能を創出、創造してきたものといえる。

この指導的方法とは、会計組織をより改善し、適正なる財務諸表を作成せしめるため、会社に対して常に、組織の欠陥の発見を行い、常に助言勧告を行い、これを改善するための指導を行うことである。近代監査の主目的である利害関係者保護のためには、適切な財務諸表判断の資料を提供する必要があり、公表される財務諸表がすべて適正であることが望ましい。適正でない信頼

できない財務諸表が公表されたのでは、たとえ監査人の批判が監査報告書に記載されていても、会計に熟達していない利害関係者としては判断に迷うことにもなり、それゆえに監査人は、会計処理や、財務諸表の表示の欠陥を発見したときには、それらを監査報告書に書く以前に、まず会社側に適切な助言を与えて財務諸表の修正すなわち欠陥を補正するように指導することが有用なのである。

かようにして会社が常に適正な財務諸表を発表し、監査人をして批判の余地なからしめることが実は監査の真の目的なのであるともいえる。しかしながらこの指導的機能の適用には限界があって、財務諸表作成の責任者が企業である限りそれは経営者の権限事項である。監査人の指導勧告をどのように受入れるかは経営者の自由な裁量によることができるのであって、監査人は勧告を強制的に実施せしめる権限を持っていない。

したがって、企業が監査人の助言や勧告を拒否して、勧告に従わない場合もあり得るのである。かかる場合には静態的方法に立ち戻り、その不適正の事実と、不適正な理由とを、監査人の意見として監査報告書に明記し、社会に対し責任の範囲を明らかにしておくべきであり、動態的方法である指導的方法と静態的方法である批判的方法の有機的結合関係のなかに近代監査の構造を見るのである。

第4節 会計監査の社会的機能

会計監査が原始的にもっていた社会的機能は不正誤謬の検出による企業主保護の機能であった。

企業の規模が小さく閉鎖的であった時代、最終的には西暦1494年のルカ・パチョーリの簿記書「スムマ」を生んだ十三世紀から十六世紀にかけての地中海貿易のヴェニス、ジェノバ、フローレンス、マルセーユ、バルセロナ等の都市国家の商人達は、企業それ自体が企業主の財産又は出資者達の担保財産である閉鎖的企業であったため監査は企業内部関係における財産保全のための監査で

あり、監査の重点は従業員を誠実にさせるためのシステムとしての機能であった。ここでは従業員の不正誤謬の検出にその重点のすべてがおかれ、私的監査とでもいうべきである。

ここでいう不正 (fraud) とは意識的・計画的に一定の結果を期待して行う詐欺的行為であって、直接に金銭や物品の費消を伴う私消の不正であり、あとの項で述べる不正は金銭や物品の費消を伴わない決算操作等による債権者を偽瞞するための虚偽の財務諸表の報告をすること等をいい、誤謬 (error) とは会計担当者の能力不足、不注意、怠慢、過労などにより無意識のうちに行われる善意の誤りであって、不正のような犯跡の隠匿が行われていないことをいう。

西暦1673年のルイ14世によるフランスの商事勅令は当時の銀価格の暴落に起因する経済混乱、破産者続出の社会的恐慌状態に対処するため、社会的制度として債権者保護を強制し、商人が破産したとき会計帳簿で証明できない場合は詐欺破産者とみなし、詐欺破産者は死刑に断罪するという内容の法律であって、会計帳簿をもたない商人が破産すれば死刑となり、偽瞞の事実のないことを立証する会計帳簿をもてば死刑を免れるという極めて厳しい法律であった。

イギリスに生まれたジョージ・オリバー・メイが会計士としてアメリカに赴いた西暦1800年前後はアメリカの開拓者達がヨーロッパで社債を発行し、その資金でアメリカに鉄道業、鉱業、工業を大規模に開拓建設し、ヨーロッパから渡米した会計士達によってヨーロッパの社債権者保護のための監査を受けていた。これは社債権者の債権保護のための監査であり、計算原理の不正と偽瞞の不正と誤謬を検出することを目的とした監査であった。

西暦1765年に英国でワットが蒸気機関の改良に成功して産業革命の端初が開かれ、その結果過剰生産恐慌が1825年に英国で初めて発生、1846年に英国とヨーロッパを含めた第一回ヨーロッパ恐慌が発生し、1848年のマルクスの共産党宣言、1867年の資本論の発刊を招いた。過剰生産恐慌はその後1873年にアメリカ、ヨーロッパ、英国にまたがる第一回世界恐慌の発生を見るに至った。

1861年に制定されたドイツ普通商法第31条第1項は「財産目録及び貸借対照表の作成に際し、すべての財産及び債権はその作成時にこれなどに付すべき価値（時価）により評価することを要す。」と時価すなわち売却価値、清算価値等の客観価値で評価し、企業内部関係者と、企業内部に準じた少数の特定債権者の保護を主な目的とした規定を行った。これらの時代の監査は半私的、半社会的監査といえよう。

ところが先に述べた1873年の世界恐慌の出現により、より広汎なる社会的な社債権者保護を目的とするための改正をせざるを得なくなり、1884年のドイツ普通商法第185条の改正では1861年法の評価規定に補充して、次の条項を加えた「株式会社の場合には設備資産の評価は調達原価を最高限価値とする」として取得原価を基礎とした原価主義会計とよばれる損益計算を中心とし、財産計算を従とする主観価値会計を認める改正を行い、私的監査としての財産監査から社会的な監査としての損益計算監査に大きく移行し、社会的監査はここに成立した。

この1765年の産業革命とこれに伴う1825年の英国恐慌、1846年のヨーロッパ恐慌、1873年の世界恐慌は閉鎖的企業のそれから、社会的企業のそれへと大きく変化させ、対応させたのである。

この企業と企業会計システムの客観状況の変化に対応した変化は当然会計監査の社会的機能と目的にも重大な変化をもたらし、財産監査を主体とする企業内部関係及び特定の債権者に対する準内部関係のための私的監査から企業外部の社会的関係のための、損益監査を主体とする社会的監査に変貌したのである。

ここでは異質的集合体である企業財産は企業内部関係者だけのための私有財産として扱えられるのではなく、企業資本として同質的統一体として一つの社会的存在として扱えられるのであって、その企業資本に関連する損益会計を中心に社会に対し正しい会計報告を提供せしめ、多くの外部利害関係者の判断を